

IV 原油・原材料高騰等緊急対策資金

1 目的

原油や原材料の価格高騰の影響により業績が悪化している県内中小企業者に対し、資金繰りを支援することにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるとおりとする。

3 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上が3%以上減少する見込みであるもの
- (2) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの
- (3) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けたもの

4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金、設備資金及び借換資金 ※設備資金は、土地取得費を除く。 ※借換資金は、既に借入している保証協会の保証付き県制度融資の借換に限る（令和4年9月1日以降に保証申込を受け付けた原油・原材料高騰等緊急対策資金は借換の対象外とする）。
融資限度額	8,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.2%以内 責任共有制度対象 年 1.4%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

5 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「資金の借入れのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
融資対象(1)	営業状況調書（別記様式10-5）
融資対象(2)	営業状況調書（別記様式10-6）
融資対象(3)	信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定書

6 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4(2022)年4月1日から適用する。
- 2 令和3(2021)年度栃木県制度融資要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に2の要綱により実行された融資については、なお従前の例による。

附 則（令和4（2022）年6月17日改正）

- 1 この要綱は、令和4（2022）年6月17日から施行し、令和4（2022）年7月1日保証承諾分から適用する。

附 則（令和4（2022）年8月3日改正）

- 1 この要綱は、令和4（2022）年8月3日から施行し、令和4（2022）年9月1日保証申込受付分から適用する。